

刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

この制度は、双方又は一方が性的少数者である2人が、人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うこと、また同居する子どもを含めて家族であることを宣誓し、市が宣誓書を受領したことを証明するものです。

宣誓をすることができる方

宣誓をする2人が、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- 成年（満18歳以上）であること
- 双方が刈谷市に住所を有していること、又は、
一方が刈谷市に住所を有しており、他方が3か月以内に刈谷市に転入予定であること
- 宣誓時に婚姻をしていないこと
- 宣誓時に他の方とパートナーシップにないこと
- 民法で規定する婚姻できない続柄（近親者等）でないこと

R7年8月1日から

上記に加え、次の要件を満たす場合は、子どもを含めた関係を宣誓できます。

- パートナーシップにある2人の双方又は一方と同居し、かつ生計を同一にする子ども（実子又は養子）がいること

宣誓の流れ



■ 1. 宣誓日の予約

宣誓希望日の原則1週間前までにメール又は電話で事前予約をしてください。



■ 2. 宣誓書の提出

- ・必要書類を持って、予約した日時に2人で市役所へお越しください。
※子どもの同席は不要です。
- ・職員立ち合いのもと、宣誓書に記入してください。



■ 3. 受領証等の交付

宣誓書、必要書類に不備がなければ、後日、受領証等を交付します。

市民・事業者の皆様へ

多様な性への理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会の実現を目指すことは、すべての人にとって意義のあることです。多様な性への理解が広がり、誰もが自分らしく活躍することができる社会の構築にご協力をお願いします。

